

独立行政法人制度の概要等について

独立行政法人制度の概要

- 独立行政法人は、公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものを実施し、法律によって設立
- 独立行政法人には、以下の3類型が存在
 - ① 中期目標管理法人
多様なサービスの提供を通じて、公共の利益を増進する法人
目標期間は3～5年
 - ② 国立研究開発法人
研究開発成果の最大化を目的とする法人
目標期間は5～7年
 - ③ 行政執行法人
国の相当な関与の下に事務・事業を確実・正確に執行することを目的とする法人
単年度目標管理

独立行政法人制度の主な仕組み

業務の質・効率性の向上、自律的な業務運営の確保、業務の透明性の確保を図るべく、以下の仕組みが独立行政法人通則法に規定されている。

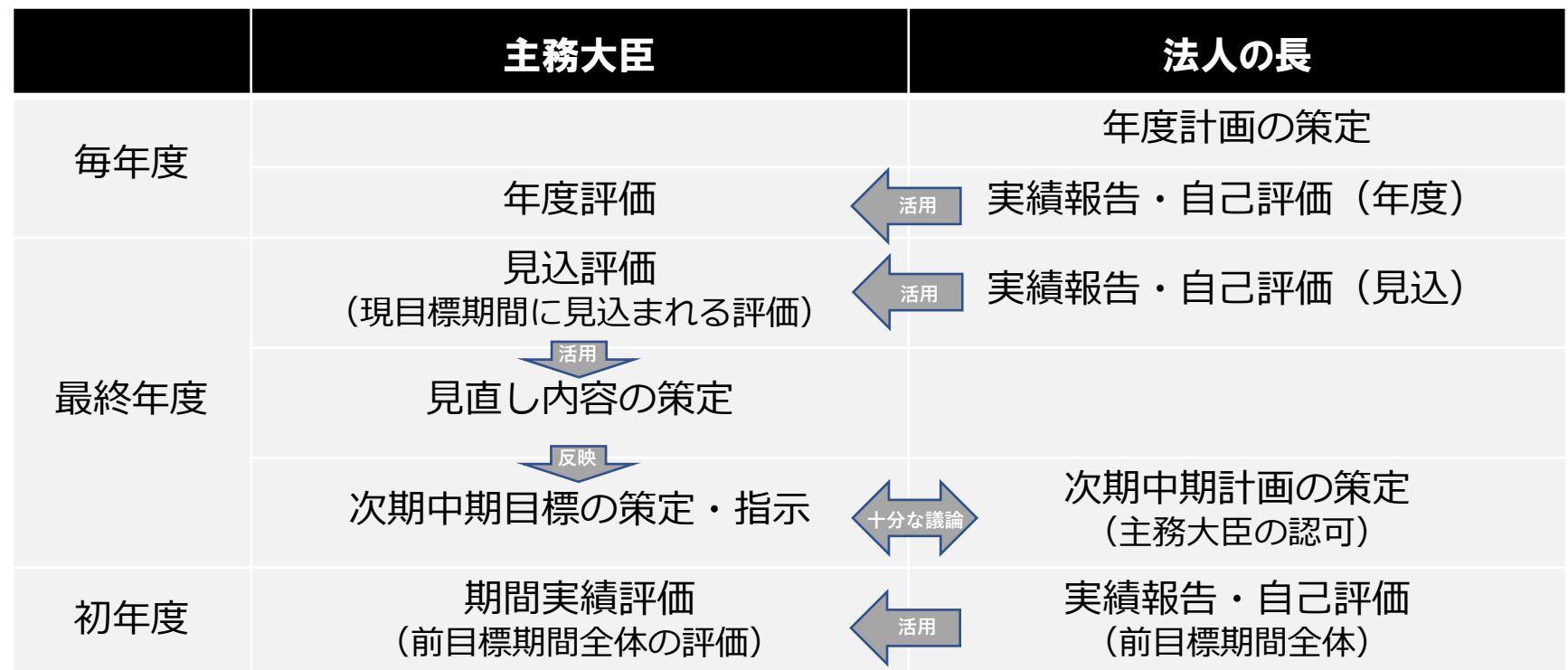
主務大臣の役割：中期目標策定・中期計画認可、評価、見直し内容*

* 見直し内容 中期目標期間の最終年度に、見込評価で抽出された課題や社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後の業務・組織全般について検討したもの

ミッションの付与

法人の長の役割：中期計画策定、実績報告・自己評価

ミッションの実現



これらのプロセスをすべて公表し、
総務省独立行政法人評価制度委員会はこれらのプロセスを点検(必要に応じて意見)

有識者会議の役割

文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定)において、以下の事項について外部有識者の知見の活用を図らなければならぬと規定されている。

- 1. 中期目標の策定及び変更に関する助言**
- 2. 中期計画及び中期計画の変更についての認可に関する助言**
- 3. 中期計画の変更の命令に関する助言**
- 4. 年度評価、見込評価及び期間実績評価に関する助言**
- 5. 評価結果に基づいて命ずる、法人が講すべき措置に関する助言**
- 6. 中期目標期間終了時の所要の措置(見直し内容)についての意見に関する助言**
- 7. その他の評価等に関する助言**

評価等のスケジュール

6月末 法人自己評価書(年度)の受領

7月中 第1回有識者会議
(大臣評価書案の検討)

8月上～中旬 省内審査

8月下旬 大臣評価決定・公表
総務省独立行政法人評価制度委員会へ通知

11月 総務省独立行政法人評価制度委員会の意見公表

評価基準について

文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定)において、以下のとおり規定されている。

【総合評定】

S	所期の目標を <u>量的及び質的に上回る</u> 顕著な成果が得られていると認められる。
A	所期の目標を <u>上回る</u> 成果が得られていると認められる。
B (標準)	所期の目標を達成していると認められる。
C	所期の目標を <u>下回って</u> おり、改善を要する。
D	所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

【項目別評定】

S	所期の目標を <u>量的及び質的に上回る</u> 顕著な成果が得られていると認められる。 (定量的指標において120%以上かつ質的に顕著な成果)
A	所期の目標を <u>上回る</u> 成果が得られていると認められる。 (定量的指標において120%以上)
B (標準)	所期の目標を達成していると認められる。 (定量的指標100%以上120%未満)
C	所期の目標を <u>下回って</u> おり、改善を要する。 (定量的指標80%以上100%未満)
D	所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。 (定量的指標80%未満等)